平成２６年（フ）第７１号
鳥取県西伯郡南部町道河内337番地、前住所埼玉県行田市持田１丁目１番７号
債務者　細田　隆太
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第３８４号
広島県東広島市八本松町原10128番地187
債務者　木原　由美（旧姓山木戸）
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４２０号
広島市安佐北区落合南１丁目30番21号
債務者　藤田由美子
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０号
広島県三原市南方２丁目11番３号
債務者　柴原夕樹子
1　決定年月日時　平成26年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第１１号
高知県安芸市土居810番地２
債務者　中西　武志
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２６年（フ）第２９号
宮崎県日南市星倉５丁目３番34―３号
債務者　隈下　和隆
1　決定年月日時　平成26年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第３０号
宮崎県日南市油津１丁目４番20―502号
債務者　前田　友美（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第３２号
宮崎県日南市瀬西１丁目12番26―312号
債務者　三浦　　剛
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第１８２号
鹿児島県鹿児島市田上台１丁目33番17号
債務者　遠矢千重子
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２０７号
鹿児島県鹿児島市大明丘３丁目30番３号
債務者　福島　美加
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１５９号
沖縄県那覇市字大道92番地５　古堅アパート302
債務者　仲西　智幸
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第４７号
宮城県遠田郡美里町北浦字待江76番地６
債務者　二戸奈津子（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第１０３号
秋田市土崎港南３丁目３番31号、前住所秋田市将軍野南１丁目10番75号
債務者　佐野　笙子
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９号
石川県小松市符津町い32番地１　サンヴィレッジ粟津駅前203、従前の住所石川県小松市符津町う49番地　白山ハイツ101号
債務者　笠松　建夫
1　決定年月日時　平成26年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第５１号
石川県小松市沖町ツ84番地　帝人アパート２号室
債務者　疋田　素子
1　決定年月日時　平成26年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第３３号
福井県小浜市深谷第19号５番地
債務者　小野　恭央
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２６年（フ）第１５８号
兵庫県宝塚市鹿塩２丁目11番41号　深谷コーポ202
債務者　鈴木　康子
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係